

備考 **東京都新宿区**

形新宿 7-19-14-1003

住居登録令 昭和 44 年 11 月 6 日

東京都住宅政策本部住宅企画課

(公社)全日本不動産協会

講習センター(3262)5082

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。